

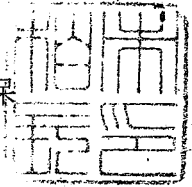


柏保保第720号
平成26年1月28日

柏市健康福祉審議会

会長 水 野 治太郎 様

柏市長 秋 山 浩 保



子ども・子育て支援新制度の施行に伴う各種基準の整備
について（諮問）

このことについて、下記のとおり貴審議会に諮問します。

記

1 内容

子ども・子育て支援新制度の施行に伴う各種基準の整備について

2 添付書類

別紙のとおり

子ども・子育て支援新制度の施行に伴う各種基準の整備
について

対象となる基準	概 要	主な項目
幼保連携型認定こども園の認可基準	幼保連携型認定こども園の設備及び運営について、条例で基準を定めます。	学級の編制並びに配置する園長，保育教諭その他の職員及びその員数等
地域型保育事業の認可基準	地域型保育事業の設備及び運営について、条例で基準を定めます。	従事する者及びその員数等
確認を受ける施設・事業の運営基準	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営について、条例で基準を定めます。	提供する教育・保育の内容及び手続の説明，同意，契約等
支給認定基準	子どものための教育・保育給付の支給認定について、条例等で基準を定めます。	保育の必要性の認定についての事由，区分（保育必要量），優先利用等
放課後児童クラブの設備運営基準	放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めます。	従事する者の要件及びその員数等

柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例の改正について

対象となる条例	概 要	項 目
柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例	児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令の一部改正により、条例を改正します。	保育士の数に関する特例について、「乳児 6 人以上」から「乳児 4 人以上」にするもの。